

令和8年度三川町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内にある木造住宅の耐震改修等工事を行う者に対し、令和8年度山形県耐震改修等事業費補助金交付要綱（令和8年4月 日付け建第 号山形県県土整備部長通知。以下「県要綱」という。）に基づく補助金を財源とし、予算の範囲内で交付する補助金について、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する平成12年5月31日以前に着工された、主要構造が木造である3階建て以下の住宅で、自らが所有し、かつ、自ら居住する建築物（併用住宅を含む。）をいう。
- (2) 併用住宅 建築物に個人住宅部分と店舗、事務所等の部分があり、建築物が一体に登記されている住宅をいう。
- (3) 耐震診断 耐震診断士が木造住宅の耐震性能について、一般診断法又は精密診断法（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づく診断法）により調査及び診断することをいう。
- (4) 耐震改修等工事 次のいずれかに該当する工事であって県要綱第4条に定める要件に該当するものをいう。

イ 耐震改修工事 県要綱別表第1に掲げる工事

ロ 減災対策工事 県要綱別表第2から別表第4に掲げる工事

- (5) 耐震改修等工事費用 前号の規定に定める工事に要する費用（耐震改修工事及び減災対策工事を行うために必要となる既存の仕上げ等の撤去及び再仕上げ等に要する費用、工事に付随する設計及び工事監理に要する費用並びに消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- (6) 県内業者 山形県内に所在地を有する個人事業者又は山形県内に本店を有する法人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、耐震改修等工事に係る住宅の所有者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町に住所を有し、又は令和9年2月12日までに本町に転入し居住すること。
- (2) 三川町特定環境保全公共下水道又は三川町農業集落排水処理施設の供用開始区域の住宅については、接続済み又は当該工事完了までに接続予定であること。
- (3) 交付対象者及びその者と同一世帯に属する者全員が、直近に居住した市区町村において課税された地方税に滞納がないこと。

(交付対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「交付対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 県要綱別表第1から別表第4までに掲げる工事内容のいずれかに該当する耐震改修等工事であること。
- (2) 県内業者と工事請負契約を締結する耐震改修等工事（県要綱別表第4の工事を除

く。)であること。

(3) 工事内容が建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の規定に違反していないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 耐震改修工事 耐震改修等工事に要する費用の2分の1に相当する額又は140万円のいずれか低い額

(2) 減災対策工事 耐震改修等工事に要する費用の2分の1に相当する額又は30万円のいずれか低い額

2 補助金の算定に当たっては、千円未満の端数は切捨てるものとする。

(交付申請及び申請書受付期間)

第6条 交付対象者は、当該申請に係る耐震改修に着手する前までに、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 耐震改修等工事計画書(様式第2号)

(2) 耐震改修等工事計画平面図

(3) 耐震改修等工事に係る見積書の写し

(4) 耐震診断書

(5) 市区町村で発行する納税証明書(申請者及び同一世帯となる家族全員)

(6) 建物の建築年が確認できる書類(登記事項証明書等)

(7) 着工前写真

(8) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の受付期間は、令和8年4月1日から令和9年1月29日とし、三川町役場の開庁時間内に受け付けるものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとする。

2 交付の決定については、木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)

は、補助金の交付の決定を受けた後に交付決定額の変更、災害その他やむを得ない事由により令和9年2月12日までに当該事業を完了することが困難であると見込まれる場合又は申請を取下げの必要があるときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金変更(取下げ)承認申請書(様式第4号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、申請内容の変更又は取下げが認められたときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金変更(取下げ)承認通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、耐震改修等工事の完了後1か月以内又は令和9年2月12日のいずれか早い日までに、木造住宅耐震改修等事業費補助金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。災害その他やむを得ない事由により令和9

年2月12日までに提出することが困難であると町長が認める場合は、この限りではない。

(1) 耐震改修等工事の施工箇所の写真（工事中及び工事完了後）

(2) 耐震改修等工事に係る工事請負契約書等の写し

(3) 耐震改修等工事に要した費用の領収書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書を受領した後、関係書類の審査を行い、必要に応じて現地調査を行った上で、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に対し木造住宅耐震改修等事業費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、木造住宅耐震改修等事業費補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払い）

第12条 町長は、前条の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に交付決定者に対し、第10条に規定する補助金を支払うものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由による場合は、この限りではない。

（交付決定の取消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。